| | | |
|---|---|---|
| 一般国道 | 12号 | 砂川市西１条北２丁目16番から同市西１条北３丁目18番までの下り線 |
| 一般国道 | 230号 | 札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番２から同市南区定山渓温泉東４丁目306番10までの上り線 |
| 一般国道 | 230号 | 札幌市南区定山渓温泉東２丁目172番１から同市南区定山渓温泉東３丁目156番７までの下り線 |

## 産　　業

### 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年２月 27 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 水産加工機械の安全及び衛生に関する設計要求事項 | Ｂ9654 |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年２月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年２月 27 日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

記

制定された日本工業規格

| | |
|---|---|
| コンクリート及びコンクリート構造物に関する環境マネジメント一第１部：一般原則 | Ｑ13315―１ |
| コンクリート及びコンクリート構造物に関する環境マネジメント一第２部：システム境界及びインベントリデータ | Ｑ13315―２ |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 29 年２月 27 日

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法） | Ａ1118 |
| コンクリートの静弾性係数試験方法 | Ａ1149 |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

## 労　　働

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、静岡労働局の関係事業主を代表する者木村雄一郎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年２月 27 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、静岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年３月８日

４　推薦書及び添付書類提出先　静岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及びその地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

### 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 29 年２月 27 日

中国運輸局長　鵜沢　哲也

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,150円」を「246,450円」に、「228,700円」を「229,700円」に、「186,550円」を「187,850円」に、「177,250円」を「178,250円」に改める。

２．中国海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,480円」を「241,480円」に、「171,910円」を「173,110円」に改める。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「181,700円」を「182,100円」に、「180,200円」を「180,500円」に改める。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「187,800円」を「188,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成29年３月29日から効力を生ずる。

## 公　　告

### 諸　事　項

### 国営東播用水土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営東播用水土地改良事業（維持管理）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成 29 年２月 27 日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営東播用水土地改良事業変更計画書（維持管理）の写し

２　縦覧期間

平成29年２月28日から平成29年３月28日まで

３　縦覧場所

兵庫県神戸市北区、同市西区、明石市、加古川市、三木市及び加古郡稲美町各事務所